

第二十二回国会 衆議院 原子力問題調査特別委員会議録 第四号

令和二年六月十六日(火曜日) 午前九時開議

出席委員

Table listing committee members and their respective parties, including names like 伊藤 忠彦, 中村 裕之, etc.

経済産業副大臣 牧原 秀樹君
経済産業副大臣 松本 洋平君
政府特別補佐人 更田 豊志君
(原子力規制委員会委員長) 佐藤 暁君
(内閣府大臣官房審議官) 小山 智君
(復興庁統括官)

第二類第八号 原子力問題調査特別委員会議録第四号 令和二年六月十六日

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 千原 由幸君
政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君
政府参考人 (経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長) 佐藤 悦緒君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官) 覺道 崇文君
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君
政府参考人 (環境省環境再生・資源循環局長) 森山・誠二君

委員の異動 六月十六日
委員 福山 守君 補欠選任 富樫 博之君
委員 古田 圭一君 補欠選任 谷川 とむ君
委員 宮澤 博行君 補欠選任 根本 幸典君

委員の異動 六月十六日
委員 福山 守君 補欠選任 富樫 博之君
委員 古田 圭一君 補欠選任 谷川 とむ君
委員 宮澤 博行君 補欠選任 根本 幸典君
同日 補欠選任 古田 圭一君
同日 補欠選任 福山 守君
同日 補欠選任 藤井比早之君
同日 補欠選任 宮澤 博行君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○江渡委員長 これより会議を開きます。
原子力問題に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官佐藤悦緒君、復興庁統括官小山智君、文部科学省大臣官房審議官千原由幸君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長須藤治君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官覺道崇文君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君及び環境省環境再生・資源循環局長森山誠二君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○江渡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江渡委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。大西英男君。

○大西(英)委員 おはようございます。自民党の大西英男でございます。
質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。しかも、与党質問としては異例の四十分ものお時間を頂戴をいたしまして、大変心強く思っている次第でございます。

また、江渡委員長を始め理事の皆様におかれましては、先週、本来はこの委員会が開催される予定でございましたが、きょうに延びたわけでございます。この間のいわれのなき御努力に心から感謝を申し上げます。

まず、私は、ALPS処理水の問題についてお聞かせをいただきたいと思っております。これは、過日の委員会においても、我が党の古田議員、公明党の岡本議員からも質問があったわけでございます。それだけ、今、福島原発の最終的な処理、それこそ廃炉にとって大事な課題ではないかと思うわけでありまして、この処理水問題が解決しない限り、最終的な福島原発の復興である廃炉作業に臨めないという、そうした実情であります。

これにつきまして、まず最初に、この処理水の現状について伺いたいと思っております。
○須藤政府参考人 お答えをいたします。
まず、ALPS処理水のタンクの容量についてでございますけれども、ことしの末までに約百三十七万立米を確保する計画となっております。現在の貯水量でございますけれども、約百二十一万立米でございます。

なお、現行のタンクの容量は、二〇二二年の夏ごろには満杯となる見込みでございます。
○大西(英)委員 今日まで、この処理水につきましては、さまざまな試行錯誤を積み重ねながら、東電の努力には心から敬意を表していきたいと思っております。

最初は、汚染水がどんどん流れてしまったわけでございます。台風なんか来たら後は大変な水量が海に流れ込んでしまったわけでありまして、それについて、あらゆる科学的な知見を結集して現在の処理方式を確立して、今日まで来ているわけでございます。

考えてみますと、この九年前、九年初うど三カ月ぐらいになるんでしょうかね、未曾有の災害に襲われました。今までの我が日本の原子力に関する知見をはるかに超える大災害であったわけでありまして、それからの九年間、それぞれの関係

のものを含めて三基、稼働しているのは台山という中国の一基だけだと思いますけれども、最新型の発電所の防護措置の一つとして採用されているものです。しかしながら、ある衝撃やある脅威に對してどのように設計で対処すべきかというディテールは、これは申請者自身が設計において対処するもので、二重格納容器もその対処の一つでありますので、必ずしも二重格納容器のみを絶対とするような、スペックを強制するような規制を行っていないわけではございません。

○本多委員 今後とも、しっかりと議論を続けたいと思います。終わります。

○江渡委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。昨日、河野防衛大臣が、イージス・アショアの配備計画の停止を発表されました、私も大変、これは住民の反対の声、そして参議院選挙での審判、こうしたことを受けて、この計画自体が行き詰まった結果だというふうに思っております。本日に、国民世論の力だというふうに思うわけであります。同時に、政治の決断も、やはりこうした大きな事業をとめるわけですね。ですから、大変、そういう意味でも大きな動きだと思っております。

同時に、今回の決断の検証もやはり国民の代表機関である国会で行わないといけないわけで、国会の閉会ではなくて、国会の延長も強く求めたいと思っております。

その上で、今ほど本多委員、宮川委員、そして伊佐委員からも質問がありました。私からも、六ヶ所所としてプルトニウム問題についてお聞きをしたいと思っております。

原子力規制委員会は、五月十三日に、青森県の六ヶ所所の再処理工場事業変更許可申請について、規制基準に適合しているという審査書をまとめられていたわけですね。

配付資料の一を見ていただきましたんですが、この審査書案の中で、十四ページに、規制委員会は、先ほど来出ているんですが、今回の再処理事

業変更許可とエネルギー基本計画との整合性を求め、経済産業大臣に意見を求めております。これは異例のことです。今までも私も、審査書案、毎回毎回見てきましたけれども、こういう、エネルギー基本計画との整合性を求めるという意見聴取は初めてだというふうに認識をしております。これに對して、六月九日に経産大臣から、同計画と整合しているという、非常に木で鼻をくくったような回答が来ているわけですね。

委員長にお聞きしたいのは、今ほど指摘があるんですが、私は、そもそも、率直に単純に、なぜ今回、今までの原発ではやってこなかったエネルギー基本計画との整合性について意見聴取を求められたんでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。従来、これまでも原子力発電所に対しては幾つかの判断をいたしましたけれども、今回の日本原燃再処理施設の事業変更許可申請の処分に係る判断というのは、原子力規制委員会発足後初めてと言っている大きな核燃料サイクルにかかわる施設に係る判断であります。そのため、経済産業大臣への意見聴取では、初めての許可判断となることから、この申請とエネルギー基本計画との整合性を含めて、改めて意見を求めたところでございます。

○藤野委員 初めてということなんですけれども、もうちょっとそこを聞いていきたいんですが、先ほど、本多委員に對しての答弁で、要するに、六ヶ所所の場合、事故時のリスクではなくて通常時のリスクがあるんだという答弁をされておりました。

ここで言う通常時のリスクというのは、具体的にどのようなりリスクなんでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。先生御承知だと思いますけれども、リスクは、与える被害に確率を掛けたという形でリスクを表記いたしますけれども、事故の際には、予期せぬ非常に多くの放射性物質を環境へ放出してしまうおそれがある。その放出量は大きなものであるか

わりに、発生確率は小さなものです。一方、再処理施設の場合は、通常時も燃料の切断を行いますので、通常時も一定量の放射性廃棄物の放出を続けています。そして確率は一であります。

したがって、再処理施設のそれぞれの状態におけるリスクを考えると、事故のときのリスクよりも相対的に通常時のリスクというのが再処理施設は大きくなるという特徴を持っている。この特徴こそが正当化の判断の上で重要な要素であるというふうに考えた。

したがって、こういった施設の判断に当たっては、その前提として正当化がなされているということを確認しておく必要があるというふうにご検討をしております。

○藤野委員 そうすると、わざわざエネルギー基本計画まで行く必要はないと思うんです。今回のエネルギー基本計画の大きな特徴は、プルトニウムを削減するということが初めて書き込まれたということなんです。

今回審査の対象になっている再処理工場というのは、まさにプルトニウム製造工場というべき、先ほど切断のお話がありました、それも確かにリスクだと思えます。しかし、今回、切断して、さまざまな再処理過程を通じてプルトニウムが出てくるというのがほかの原発とは根本的に違うところなんです。

今回改定されてからエネルギー基本計画で新たに書き込まれた部分というのは、プルトニウムは要するに削減していくんだという大きな方向性が、政府としてもエネルギー基本計画に書き込んだ大きな一歩の間違いなんです。

ルが、矛盾するのではないかと、整合するのか、こういう問いじゃなかったんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。先ほど御答弁申し上げた際に、正当化が原子力規制委員会のもとで行われているのではないかとというように誤解は非常に多く受けます、私たち。そういう意味で、正当化は政府の高いレベルにおいてあらかじめなされているものに対して私たちは規制を行っているんだ。この正当化をきちんと私たちの外でなされているということを確認をするべきだというのは、今回特に大きな再処理施設の審査があったので行われた。その正当化を求める際に、政策にかかわるディテールについて私たちが認識をしていたわけではございません。

また、ちなみに、プルトニウムの保有量に関しては原子力委員会が責任を持って監視をするということをご承知しております。

○藤野委員 私は、委員長がリスクという言葉を使われて、先ほど指摘があるように、リスクという言葉を使われているんですね。これはやはり突き詰めるべき問題であって、六ヶ所におけるリスクとは何なのか。いみじくも通常時とおっしゃいましたけれども、通常動いていたらプルトニウムが出るわけですね。

そして、紹介したいのは、二〇一八年十二月七日の当委員会で、アドバイザリー・ボードの鈴木達治郎氏がこう言っているんです、まさに六ヶ所が動いたときのリスクとして、いわゆる使用済み燃料の毒性は仮に減ったとしても、再処理を通じて、毒性のある高いもの、プルトニウムという、その取り出したプルトニウムのリスクまで考えないとリスクの評価にならないというふうな。こうおっしゃっているんですね、「毒性のある高いものを、プルトニウムという。その取り出したプルトニウムのリスクまで考えないとリスクの評価にはならない。」と。

ですから、まさに六ヶ所をめぐってこういうアドバイザリーの指摘があるわけで、私は、六ヶ所

をめぐるリスクというのは、まさに取り出したプルトニウムのリスクというところまで考えないと評価にならないと思うんです。当然、委員長はそこも考えていらつしやるんじゃないですか。

○更田政府特別補佐人 リスクという言葉の定義によりまして、私が先ほど使ったリスクというのは、いわゆる人の健康であるとか環境に対する影響という意味でのリスクを使っております。

それ以外にもリスクは、例えば、政策上のリスクであるとか経済上のリスクであるとか、さまざまにリスクという使われ方をするだろうと思いますが、プルトニウムの量がふえることが安全に対するインパクトを持つといった意味でそのリスクを認識していたわけではございません。

○藤野委員 そうだとすると、原子力にかかわる、ましてやその審査を担当する、そして審査を担当する長としてリスクを口にする際に、ほかの原発と違つてこの再処理工場の大きなリスクとして、プルトニウムをどうするんだというのがあって、プルトニウムをリスクと捉えない、このこと自身が私は、いや、私は違うと思うんです、リスクと捉えていらつしやるのと当然思つて、だからこそ意見聴取という今までの原発でやってこなかったことをやられる。委員長として当然のことをやられたと私は思つて、だからこそリスクの中身を今聞いているわけでありませう。

もう一つ御紹介したいのは、わざわざ委員長は、委員長という規制委員会は、配付資料の二ですけれども、原子力委員会決定まで添付されているんです、この審査書に。「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方、これも審査書についているんです、九ページに。

ですから、まさにここでも我が国はプルトニウム保有量を減少させるということが明記をされている。これも原子力委員会として初めて二〇一八年七月に方針を打ち出されたものなんです。ですから、委員長、率直にお考えをお聞きしたいんです、本当に。こういう文書まで添付をさ

れ、そして、その五ページ後に意見聴取をされているわけですか。

ですから、やはり、率直に言つて、その再処理工場が稼働すればプルトニウムがふえる、このふえるという事態が、原子力委員会の基本的考えで言つていようなプルトニウムを減少させるということと矛盾するんじゃないですか、整合しているんですか、その整合性をお尋ねになつたんじゃないですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

プルトニウムの蓄積量が大きくなることと、それからエネルギー基本計画との関係において、この点を問題にして経済産業大臣に対する諮問の中にその確認を求めたものではありません。

○藤野委員 だったら、何でこんな文書を添付するのかという話なんです。

私は、率直に言つて、こういう論の立て方といふますか、審査の際に、これはリスクだと捉えて、ちゃんと整合性があるのかと問うのは、これは、結果は確かに経産省の答えはもう既に出ていますが、けれども、非常に木で鼻をくくつていまして、自身は決して無駄ではないし、審査に当たつて大事なポイントだというふうにも私も思うんです。まさにそれをリスクと捉える多くの国民がいるわけですから、そういうことをしっかりと規制委員会がやっているということなのかと思つて今回お聞きをしたわけですが、なかなかそうおっしゃらないんです。

しかし、御自分で、委員会として出されている文書にこういう減少するという文書がついているわけですから、そこは率直に経産大臣も、こんな木で鼻をくくつた答えは何だと、六月九日に出ていますけれども、そこをやり合うぐらひの、はつきり言つて重みのある意見聴取だと思ひますし、これは回答が来たわけですから、また局面は変わつているので、こういう回答では納得できないということ改めて言つていただきたいと思ひます。

経産省にもお聞きしたいんですが、まずちょっと確認したいんですけれども、何が聞かれたと思つているんでしょうか。

○村瀨政府参考人 お答え申し上げます。

原子力規制法第七十一条第二項に基づきまして、原子力委員会から意見聴取において、六ヶ所再処理工場における事業変更許可に関する申請とエネルギー基本計画との整合性などを含めて意見を求められたというように考えてございます。

○藤野委員 だから、その整合性というのはどの部分の整合性だと。私は、今ずつと言つていまして、プルトニウムがふえるじゃないかと。

ほかの原発ではあり得ないことなんです。再処理工場だからあり得るんです。そのことが、エネルギー基本計画で初めて盛り込んだプルトニウムを減らしていく、この部分と整合するのか、こういう問いだとして、この六月九日の回答があつたんですようか。

○村瀨政府参考人 お答え申し上げます。

エネルギー基本計画との整合性について問われたというように考えてございます。

○藤野委員 全然答えになつていないんです。ですから、委員長、問いを發した方も、何だか、せつかくこういう問いを發されているのにこういう場ではなかなかおっしゃらない、問いを返した方も、全く何について聞かれたのかもはっきり言わない。整合性はわかつていまして、整合性を問うと書いてあるから。

問題は、やはりこの六ヶ所というのはそういう異例の問いを發せざるを得ない、そういう施設だということなんです。これは本当にほかの原子力関連施設とは違つて、極めて、まさに核燃サイクルのかなめをなす施設なわけですね。

要するに、国会の意思も確認したいんですけれども、配付資料の三にも関係するんです、経産省にお聞きしますけれども、経産大臣は二〇一六年の四月二十日に、再処理拠出金法案の審議の際に附帯決議の趣旨を尊重すると答弁されていますが、その附帯決議の三号は何と書いていますか。

○村瀨政府参考人 お答え申し上げます。

三号でございますが、「プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、政府は原子力事業者に対して、この原則を認識したうえで再処理事業を実施するよう指導し、仮にこの方針に反する再処理等事業の実施中期計画を認可法人が策定した場合には、経済産業大臣はこれを認可しないものとする」ということになつてございます。

○藤野委員 まさにそうなんです。

ですから、実は、この再処理拠出金の法案そのものには、プルトニウムバランスという言葉は一言も出てこなかつた、含まれていないんです。それを、審議を通じて、さまざまな指摘がある中でこうやって附帯決議に盛り込まれたという経緯があります。

今回の計画というのは、この附帯決議の趣旨からすると、まさにプルトニウムバランスを崩すものになるんじゃないですか。

○村瀨政府参考人 そのようなことはないと思つてございます。

政府の方針といたしましては、これはエネルギー計画においても明確に書いてございますけれども、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を引き続き堅持し、プルトニウム保有量の削減に取り組む」ということになつてございます。

一方、エネルギー基本計画においては、同時に、「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針として」と明示的に書いてございます。

これに基づきまして、さらにエネルギー基本計画でも書いてございますけれども、「プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの一層の推進や、二〇一六年に新たに導入した再処理等拠出金法の枠組みに基づく国

の関与等によりプルトリウム等の適切な管理と利用を行う。と明記されてございまして、これに基づいて整合的に対応してまいりたいと考えてござい

ます。

○藤野委員 六ヶ所がフル稼働すると、年間で六・六トンのプルトリウムが生まれるわけです。今おっしゃったように、何か消費をプルサーマルですとおっしゃいますけれども、今四基が再稼働していただけますと、玄海三号、高浜三号、四号、伊方三号のうち、伊方三号は訴訟でとまっていますね。六基が審査中だとおっしゃるんですけれども、先ほども指摘がありましたけれども、泊三号は活断層の問題でとまっておりますし、敦賀二号も活断層の問題で合格の見通しが無い、東海第二は住民合意の問題で見通しが立たない。女川三号は未申請ですし、志賀原発の一号は未申請というところで、計画とおっしゃるんですが、見通しが無いとか申請していないとか、そういうものばかりなんです。

ですから、私はちょっと経産省に最後お聞きしたいんですけども、検討ぐらいますべきじゃないですか、この機会に。六ヶ所のこの審査はまだ続くわけですけれども、核燃サイクル政策について再考する。エネルギー基本計画の改定も始まっていくわけで、政策転換の検討もするつもりはないのか。この点について。

○江渡委員長 村瀬電力・ガス事業部長。

なお、申合せの時間が経過しておりますので、端的にお答えいただきたいと思っております。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

このエネルギー基本計画に明記されてございまして、「核燃料サイクルに関する諸課題は、短期的に解決するのではなく、中長期的な対応を必要とする。また、技術の動向、エネルギー需給、国際情勢等の様々な不確実性に対応する必要があること、対応の柔軟性を確保することが重要である。」という上で、「高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減、資源の有効利用の観点やコスト、関係自治体の意向等も考慮しつつ、以上の

こうした要素を総合的に勘案し、「状況の進展に応じた戦略的柔軟性を持たせながら対応を進める。」と書いてございまして、エネルギー基本計画に基づいて、戦略的柔軟性を持たせながら対応を進めてまいりたいと考えてございまして。

○藤野委員 もう終わりますけれども、きょうの問いは、実はアドバイザリー・ボードの皆さんの問題意識を軸に質問させていただきまして、核燃料サイクル、たぐさんの委員から質問もありました、やはり今こそ、こうした問題を先送りするのではなく、しっかりと転換を検討していくことを強く求めて、質問を終わります。

○江渡委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

きょうは、ほかの委員の方は、何か六ヶ所の話に集中していました。今話題になっているからということもあると思いますが、私は大変違和感を感じました。

きょう御質問になった委員の先生方は、とにかく六ヶ所の見直しをするんだ、検討しろ、ああだこうだと言っていますが、じゃ、直接処分のためには皆さん何をやっているんですか。きょう御質問に立った方々は、じゃ、直接処分をする、高レベル放射性廃棄物の最終処分、まさにこの委員会、与党の皆さんも、また委員長も大変問題意識を持って、いろんな取組をされてこられている。私はそれは一緒にやっていきたいと思っております。

ところが、野党の皆さんは、余りここで言うのもあれですが、決議案にも反対、そして共産党に至っては、この後委員長からある談話という御挨拶にも注文をつける。文句は言うけれども、この日本では、高レベル放射性廃棄物、どこにどうするんですか。(発言する者あり) いや、ちよつと討論しましょう、討論。

が本日に直接処分だとおっしゃるのであれば、最終処分場、早くめどをつけてくださいよ。最終処分場を、めどをつけるために働いているのは、与党が何やっているか私はよく知りませんが、維新の会はずつとやっていますよ。きょうも、その最終、要は、放射性廃棄物をどうするかという問題について、根本の根本の問題について質問させていただきたいと思っております。

例えば、高レベル放射性廃棄物以前の問題がありますね。福島第一原発事故で、さまざまな除染廃棄物が生まれている。これについて、あれは細野豪志大臣ですか、民主党政権が三十年後の県外処分して決めましたね。ねえ、本多先生。違う。細野大臣ですよ。えつ、違うの。誰が決めたの。自民党。何か自民党だと言っているけれども。あのときは、たしか、私の記憶では、細野大臣が三十年、えつ、違う、細野大臣じゃないの。違っていたらごめん。誰が教えて。しんとしていますけれども。

除染廃棄物ですよ、除染廃棄物の県外処分、要は県外に持っていくべきではないですか、それ。でも、私は、県外に動かす必要はないと思っております。なぜか。今、福島県内の、いわゆる除染廃棄物のあんな黒い袋に入っているやつ、一千四百万立米、一千四百万個ぐらいいあるわけですね。そのうちの一千三百万立米が土壌です。そのうち八割はもう既に八千ベクレル以下になっています。再使用しようと言っているんですよ。それから更に技術開発もしている、また時間がたてば更にベクレルは低下する。

三十年後に、一体幾つもの袋を、一千四百万個ある、一千四百万立米ある除染廃棄物のうち、三十年後、一体幾つを県外に持っていくんですか。私はもう必要ないと思うんです。いや、必要ないって、別に福島に押しつけるんじゃないですよ。かわりに処理水を全国にばらまけと言っているんですよ、私は。

る、そういう問題こそ問題なのであって、最終処分場のことを放置したまま再処理も反対という、もう反対のための反対の、きょうの議論はそればかり。

規制委員長が経済産業大臣にいろいろ聞くのはいいことじゃないですか。そうやって聞いてくださるから表に、こうやって文書になるわけでしょう。とにかく、いいことばかり政府はやっているのに野党は反対反対。また言うとも票が減るから、もうやめますが。

これ、環境省ですね、森山次長、私は、なぜこんな、三十年後にはほとんど、千四百万立米というのは相当減ると思えますが、いかがですか。

○森山政府参考人 お答え申し上げます。

福島県内で生じた除去土壌等の中間貯蔵開始後三十年以内に県外最終処分をするという方針は、国としての約束でありまして、法律にも規定された国の責務であり、今後ともしっかりと取り組む所存でございます。

県外最終処分に向けては、まずは、除去土壌等の減容、再生利用により、最終処分量を低減することが重要と考えているところでございまして。こうした方針につきましては、二〇一一年十一月に閣議決定されました放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針等においても示されているところであります。環境省では、現在、除去土壌等の減容に関する技術開発や、実証事業などの再生利用の推進などを進めているところでございまして。